

景観配慮協議結果通知書

鎌都景第1034-1号  
令和元年（2019年）10月2日

学校法人 西鎌倉学園  
理事長 後藤 光葉 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 31-15 号	
土地利用類型 の 名 称	丘陵住宅地、公共公益施設地	
景 観 地 区	<input type="checkbox"/> 内 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 外	
行 為 の 場 所 ( 地 名 地 番 )	鎌倉市西鎌倉二丁目1015番58、115、117、118、120、121、122、132	
行 為 の 種 類	建 築 物	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発	<input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内 ( <input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区 ) <input checked="" type="checkbox"/> 外	
協 議 事 項	<p>&lt;地区の特性・課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤の整った低層の計画住宅地を主体とし、開発後の歳月を経て庭木などが育ち、背景の山並みと調和した緑豊かな住宅地景観を形成している。</li> </ul> <p>&lt;景観形成基準に係る協議内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の屋根、外壁は基準内の色彩となっている。</li> <li>・新設される塀をタイル貼りとし、上部を緑化することで、周辺景観に配慮している。</li> <li>・設備は通りから見えない位置に配置している。</li> </ul> <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>	
備 考		